

# 居宅介護支援重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

## 1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称 医療法人 城戸医院  
代表者氏名 城戸 祐一郎  
所在地 福岡県八女市鶴池7番地  
連絡先 電話：0943-23-5303  
FAX：0943-24-4834

## 2. 利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所名称 医療法人城戸医院 居宅介護支援事業所  
事業者番号 4012119261  
所在地 福岡県八女市鶴池7番地  
連絡先 電話：0943-25-5387  
FAX：0943-25-5388  
携帯電話：080-8367-5580（営業時間中対応）

相談担当者 栗秋 元子  
事業実施地域 八女市 ・ 筑後市 ・ みやま市

## 3. 事業所の目的および運営方針

事業目的 居宅において要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供します。

運営方針 利用者の意思、人格を尊重し公正中立な立場から生活を支援します。  
適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、市町村・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業所・介護保険サービス事業者などとの連絡調整をします。

## 4. 事業者窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日  
営業時間 8：30～17：30（但し、12月30日～1月3日を除く）

## 5. 事業所の職員体制

管理者 兼 介護支援専門員 栗秋 元子

## 6. 居宅介護支援の内容

- ① 居宅介護サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護（要支援）認定に対する協力援助
- ⑦ 相談業務

## 7. 利用料金について

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。  
 ※保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、該当保険者の窓口へ提出して下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）

（1か月あたり）

要介護1・2	1,086単位
要介護3・4・5	1,411単位

特定事業所集中減算がある場合 ▲200単位 所定単位数から減算  
 運営基準減算がある場合 所定単位数の50/100に相当する単位数減算

加算内容 単位（料金1単位10円）

初回加算 300単位  
 入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位  
 入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位  
 通院時情報連携加算 50単位  
 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

ターミナルケアマネジメント加算 400単位

※通常の事業の実施区域を越えた場合は交通費として往復300円を徴収します。

8. サービス提供に関する相談・苦情

事業所窓口 城戸医院 電話：0943-25-5387  
 FAX：0943-25-5388  
 担当：栗秋 元子

苦情申し立て先 国民健康保険団体連合会  
 介護サービス苦情窓口電話 092-642-7859  
 八女市 電話0943-23-2545  
 筑後市 電話0942-53-4115

9. 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合には、家族に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯を調査し、事実を正確に把握します。事故発生時は出来るだけ速やかに市町村や関係機関へ正確に事故発生時の報告を行います。

## 10. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急処置を講じます。利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。

## 11. 秘密の保持

当事業所は業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

## 12. 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上及び新規採用時）
- (2) 虐待防止のために必要な措置（委員会の開催 6か月に1回以上・指針の整備）
- (3) 前2項に定める措置を適切に実施するため、組織内に専任の担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに、これを市町村に通報するものとする。

## 13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防まん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施（年1回以上及び新規採用時）
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催 6か月に1回以上・指針整備等）

## 14. 雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保に伴う、ハラスメント防止のための措置

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント規程の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他のハラスメント防止のために必要な措置

## 15. 業務継続計画〈BCP〉の策定に関する措置

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

- (1) 従業者に対するBCPの周知 BCP研修及び訓練の実施（研修 訓練 年に1回以上）
- (2) 従業者は、業務継続計画を随時見直し、必要時は変更を行う。

## 16. 公平中立性の確保

ご利用者はケアプランに位置付ける居宅介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

## 17. サービス利用に関する留意事項

### (1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

## 18. サービス契約の終了

### (1) 事業者は次に掲げる場合には、サービス契約を解除することができる。

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じる恐れがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供することが著しく困難になったとき。

## 19. その他

計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、各種減免に関する決定等に変更が生じた場合は、速やかに指定居宅介護支援事業者に連絡してください。

居宅介護支援の提供にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

名 称 : 医療法人城戸医院 居宅介護支援事業者  
(指定番号: 福岡県4012119261)  
所在地 : 福岡県八女市鶴池7番地

説明者 :  
(介護支援専門員番号 )

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

氏名

住所

(家族代表者)

氏名

住所